

平成30年10月26日

公益財団法人 金融情報システムセンター

第3回 金融機関におけるオープンAPIに関する有識者検討会 議事録

I 開催日時：

平成30年9月27日（木）15:45～16:45

II 開催場所：

FISC会議室

III 出席者（敬称略）

座長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
座長代理	渋崎 正弘	株式会社日本総合研究所代表取締役社長
委員	安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 京都産業大学法務研究科客員教授 ・法教育総合センター長
	上山 浩	日比谷パーク法律事務所パートナー弁護士
	多治見 和彦	株式会社みずほフィナンシャルグループ デジタルイノベーション部次長
	廣田 祐介	株式会社福岡銀行 IT 管理部長
	吉本 憲文	住信 SBI ネット銀行株式会社 FinTech 事業企画部長
	伊藤 清隆	明治安田生命保険相互会社情報システム部審議役
	司波 卓	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 IT 企画部長
	植村 元洋	野村ホールディングス株式会社 IT 統括部次長
	Mark Makdad	一般社団法人 Fintech 協会理事
	瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード取締役 Fintech 研究所長
	轟木 博信	株式会社 Liquid 経営管理部長 弁護士
	今 直之	（代理出席）株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 第四金融事業本部 e-ビジネス事業部長

	藤井 研一	株式会社日立製作所金融システム営業統括本部 事業企画本部金融イノベーション推進センタ担当部長
	宮川 晃一	日本電気株式会社金融システム開発本部 金融デジタルイノベーション技術開発室 シニアエキスパート
	梅谷 晃宏	アマゾンウェブサービスジャパン株式会社 セキュリティ統括本部長 CISO 担当
	廣瀬 一海	日本マイクロソフト株式会社 クラウド&ソリューション事業本部 インテリジェントクラウド統括本部 Azure Technology Solutions Professional
オブザーバー	荻生 泰之	デロイトトーマツコンサルティング合同会社執行役員
	片寄 早百合	金融庁総合政策局リスク分析総括課 IT・サイバー等システムチーム長 主任統括検査官
	尾川 豊	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室企画調整官
	岡田 拓也	日本銀行金融機構局考査企画課企画役 システム・業務継続グループ長
	河本 哲志	(代理出席) 経済産業省商務情報政策局 サイバーセキュリティ課課長補佐
	木村 公彦	総務省サイバーセキュリティ統括官付 参事官 (総括担当)
FISC (事務局)	細溝 清史	理事長
	高橋 経一	常務理事
	志村 秀一	企画部長
	大澤 英季	企画部次長
	小池 信夫	調査部長

#### IV 議事内容

##### 1. 【議事1】「API接続チェックリスト」原案

○岩原座長 座長を務めさせていただきます岩原でございます。それでは、本日の議事に移らせていただきます。1つ目の議事は、API接続チェックリスト原案でございます。それでは、事務局より説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○大澤企画部次長 それでは資料2-1「『API接続チェックリスト原案』の検討結果」をご用意いただけますでしょうか。ワーキンググループから本有識者検討会に検討結果を報告させていただきます。

まず1ページ目の1. 開催実績につきまして、ワーキンググループでどのように検討してきたかということをご説明いたします。本有識者検討会で指示していただきました検討の観点等につきまして、ワーキンググループでは、6月11日を第1回目としまして、合計6回、記載のとおり議論をしてまいりました。ワーキンググループの運営としましては、毎回委員の方々にどのような点を検討すべきかを具体的に考えていただき、それを会議前に事務局で取りまとめて、会議の場では委員の皆様にご議論いただき結論を出してまいりました。(注)で書いておりますが、第4回と第5回の間は多くの方が夏休みを取得される8月でしたが、その期間も事務局と各委員は個別に活発な議論を行ってまいりました。その結果を本日報告させていただきます。

それでは2ページ目の2. 検討結果(概要)におきまして、チェックリスト原案の全体的な内容、ポイントをまとめておりますのでご説明させていただきます。ポイントは全部で5つございます。

まず1つ目が最大のポイントになりますが、チェックリストの使いやすさを高めるとともに、従来ありました手法例の位置づけ等に関する誤解を避ける観点から、様式を「解説書」と「フォーマット」という2種類へと大幅に変更いたしました。「解説書」にはチェックリストの目的、利用方法、確認項目毎の詳細内容を記載いたしました。チェックリストを利用する方に必ず読んでいただくものになります。「フォーマット」には確認項目毎の対応状況や課題認識等を記入できるようになっておりまして、関係者の方がコミュニケーションを図る際に使っていただくものになります。

2つ目は、数多くいただいたユーザーの要望に対応し、記載内容の精緻化や類似項目の整理統合を行いました。その結果、従来60項目あった確認項目を43項目に整理いたしました。

3つ目は、本年7月に全銀協様から公表されました「API利用契約の条文例」ですが、APIに関する重要な書類ということで、チェックリストと条文例の整合性について確認をとりました。今回、ワーキンググループの委員の中で3名の方が条文例の議論に参加されていらっしゃいましたので、その方々を中心に確認をとっていただき、基本的に整合性がとれていると判断しました。ただ、連鎖接続先がチェックリストに入っていないという点に関しまして、議論の結果、チェックリストにも入れるべきということで、連鎖接続先へのチェックに関する確認項目を1つ追加しております。

4つ目は、可用性や完全性に関する手法例の追加です。チェックリスト（試行版）は機密性を中心に作成しておりましたが、可用性や完全性についても必要かという議論がございました。いろいろと議論した結果、可用性については「障害等発生時の連絡体制」に関連する手法例、完全性については「改竄防止」に関連する手法例を追加するという結論になりました。

5つ目として、②の整理統合と③の項目追加により、最終的に確認項目を60から44に減少させることができた、ということになります。

なお、必須項目と任意項目に分けたらどうか、参照系と更新系に分けたらどうか、レベル別に区分してはどうか、といった点に関しましても議論しました。しかしながら、確認項目以外に必要なものがあれば当事者で追加していただき、また不要なものがあれば削っていただく、いわゆるリスクベースアプローチの考え方を採用しますので、ワーキンググループとしては、現時点ではこのような区分は不要という結論に至りました。

3. 今後の留意点につきましては、第三者認証をAPI接続先が取得している場合、金融機関は第三者認証をどのように活用すべきかということです。これに関しましては、今後さらに検討を深めるという位置づけにさせていただきたいと思っております。

以上、チェックリスト原案のポイントをご説明させていただきました。

続きまして、別紙1の検討すべき観点毎の検討結果についてご説明させていただきます。

3ページの青枠内は、第1回目の有識者検討会の資料からの抜粋でございます。項番1の「ユーザーからの要望への対応」から項番6の「維持管理方法」まで、この6つの観点から検討するようにご指示をいただきましたので、それらの観点毎にポイントをご説明

させていただきます。

4ページの、まず(1)「ユーザーからの要望への対応」でございます。こちらに関しましては、さまざまなご意見を5つに分類しておりました。1つ目の「必須項目と任意項目の別に関するもの」から始まりまして、6ページにある5つ目の「運用面に関するもの」でございます。それぞれに関しましてワーキンググループで検討した結果を右側に記載しております。

1つ目、「必須項目と任意項目の別に関するもの」に関しましては、先ほど申し上げたとおり、リスクベースアプローチの考え方を採用しますので、現時点では分けないことにいたしました。

2つ目の「類似項目に関するもの」ですが、内容の精緻化と類似している項目の整理・統合を行いました。整理・統合した通番を資料に記載しており、具体的には、従来の確認項目2つないし3つを、今回の見直しの結果、1つ、場合によっては2つにまとめております。

3つ目の「可用性に関するもの」でございますが、＜障害等発生時の連絡体制＞ということで、1. 障害等の発生に備えて緊急時の連絡体制を決めている、2. 緊急時の連絡体制を定期的に見直している、こういった手法例を追加することといたしました。

4つ目、「完全性に関するもの」でございますが、＜顧客情報の改竄防止＞ということで、1. の管理ルールを定めているというものから4. 必要な対策を実施している、といった手法例を追加することといたしました。

5つ目、「運用面に関するもの」でございますが、先ほど最大のポイントとして、「解説書」と「フォーマット」の2種類の様式に変更したことをご説明いたしました。(1)の「ユーザーからの要望への対応」に関しては以上でございます。

(2)の「安対基準改訂への対応」に関しましては、認定電子決済等代行業者協会様が自主基準を制定する予定となっておりますので、その状況を見て、チェックリストに反映させることの要否を別途検討することにしております。

続きまして、(3)「前回検討時の継続検討事項への対応」に関しましては、資料にある5つの事項がございました。2つ目の「利用のしやすさ」に関しましては、既にご説明しました「ユーザーからの要望への対応」により対応済みと判断しております。

3つ目の「理解のしやすさ」ですが、「解説書」に用語解説のページを設けており、これをご利用いただくことによって理解の促進に役立つと考えております。

4つ目の「参照系と更新系の別」、5つ目の「レベル別」に関しましては既にご説明したとおりでございます。

次の(4)「API利用に関する契約書との整合性確保」に関しましては、連鎖接続先へのチェックに関する確認項目を1つ追加することといたしました。具体的には、セキュリティ対応目標として「連鎖接続における安全性を確保する。」、目標の説明文として「連鎖接続先においてセキュリティの不祥事案が発生しないよう、連鎖接続先における安全性確保のための施策を実施する。」としており、手法例を3つ追加しております。

(5)「法規制への対応」に関しましては、第1回目の有識者検討会で、現時点においては直接的に銀行法及び内閣府令等からチェックリストに関して要請されている事項はないと判断しております。

なお、3ページ一番下に記載のある維持管理方法でございますが、こちらに関しましてはFISC事務局が担当しておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。

以上、今回検討してまいりましたチェックリストのポイントについてご報告させていただきました。

続きまして、資料2-2「『API接続チェックリスト解説書』原案」を用いまして、事務局より重要と思われる箇所を具体的にご説明させていただきます。

まず、表紙に「金融機関とAPI接続先のためのAPI接続チェックリスト解説書」と記載しており、金融機関という表現を用いています。銀行という表現にするのか、金融機関という表現にするのか、議論がございましたが、銀行とするとご利用いただく方々が狭められ過ぎてしまう可能性があるため、金融機関という表現を用いることにしました。ただ、金融機関とすると保険会社様や証券会社様も対象であるように見えるため、1ページの脚注1で、金融機関の範囲を定義しています。こちらを見ていただくことによって保険会社様や証券会社様までは対象ではないことがわかるようにしています。

表紙に関して続けて申し上げますと、<2018年10月版>と記載しております。このチェックリストは、今後も見直す必要があると思っているため、今後も見直しの都度、チェックリストに公表時期を明記し、他の時期のものと区別できるようにしたほうがよいということで、今回は公表が10月と仮定しまして10月版と記載しております。

表紙についてのご説明は最後になりますが、有識者検討会とワーキンググループの名称を記載して公表してはどうかと考えております。以上が表紙に関してのご説明になります。

次に、「解説書」の内容についてご説明いたします。



結果を積極的に活用することを記載しております。

「手法例について」に関しましては、従来から手法例はあくまで例示であることを申し上げておりますが、改めてここに記載しております。

「回答及び判断について」に関しましては、「フォーマット」にAPI接続先が予め現在の対応状況等を記載し金融機関に提示する、ということを経験しなければいけないという訳ではありませんが、できるだけこうしたほうが効率的と考えられるということで記載しております。

8 ページの一番下には、API接続先が確認項目のいずれかにおいて未対応であっても、金融機関はAPI接続の適否を総合的に判断することを記載しております。

9 ページには、モニタリングでチェックリストを活用する際の留意事項を記載していません。

続きまして10ページ以降は、用語解説のページになります。確認項目の中に出てくる用語をさまざまな観点から抽出して解説しております。いろいろな立場の方がこのチェックリストを利用されることを想定しており、この用語解説を参考にさせていただきたいと考えております。

18ページからは確認項目の一覧表になります。

21ページから44項目ございます確認項目になります。通番1を例として、確認項目について簡単にご説明させていただきます。

まず通番1のページの左上には9つの区分のうちどれに該当するかを記載しております。右上には対象者がAPI接続先なのか、金融機関なのか、共通なのか、該当するところにマルをつけております。そして、区分と対象者のすぐ下にある太枠はセキュリティ対応目標を記載する欄であり、「セキュリティ管理責任の所在と対象範囲を明確にする。」となっています。セキュリティ対応目標のすぐ下にある太枠はセキュリティ対応目標についての説明文を記載する欄となっております。

ページ中段よりやや上にある「本項目に関連して実施する手法例は、以下が考えられる。」という文章から下に手法例を記載しております。チェックリスト（試行版）では、手法例が羅列されているようなイメージになっていて、どうしても手法例に目が行きがちになり、セキュリティ対応目標にあまり目が行かないという課題がございましたので、その課題を解消するためこのようなレイアウトにしております。

また、（注1）や（注2）といった注記がありまして、こちらは手法例を補足する内容

となっております、参考にさせていただいたらどうかというものを記載しております。

最後に、関連規定ということでFISCの安全対策基準と全銀協様公表のオープンAPIの検討会報告書を載せております。レイアウトは44項目全てで同じとしております。

それでは、通番2以降でポイントになるところを見ていただこうと思います。

通番2は管理ルールの整備に関するページでございます。

26ページ、通番3はセキュリティ管理体制全般に関するものでございます。27ページの一番上に書いております第三者認証に関しましては、前回の会議でもご指摘いただきましたのでご説明させていただきますが、「第三者認証を取得していなければいけない訳ではない。」という表記をきちんと書くようにしております。取得していれば評価、活用していただきたいですが、ただ取得が必須ではないということを記載しております。

28ページの通番4は「情報資産の管理」、29ページの通番5は「役職員による不正の対策」、30ページの通番6は「解約時の情報漏洩防止」に関する確認項目となっております。

続きまして、33ページの通番8は「連鎖接続」に関する確認項目で、今回唯一追加した項目となります。先ほど申し上げましたが、連鎖接続に関しての安全性を確保するという内容でございます。

それから、34ページの通番9は「不正アクセスや障害等の発生を想定した態勢を整備する。」という内容です。ここに関しましては、手法例の最後のところに、先ほど申し上げました「障害等発生時の連絡体制」ということで2つの手法例を追加して記載しております。

36ページの通番10は外部委託に関するものでございます。通番10番は、いわゆる外部委託の基本形とも考えられる、＜委託先の選定＞から＜委託状況の確認＞といった手法例を記載しております。

なお、36ページの一番下に脚注8がございまして、外部委託に関しての補足の説明を記載しております。ワーキンググループで議論しましたところ、外部委託に関してはそれぞれのお立場によっていろいろな認識があるということがわかりましたので、少しだけですが外部委託に関して補足させていただきました。

続きまして、38ページの通番11は、お手元に差し替えの紙が1枚あると思いますので、そちらをご覧ください。通番11番は、先ほどの通番10番の外部委託に関連して、API接続先の皆様の多くが利用されているクラウドサービスに関して、安対基準やワーキンググループの意見などを踏まえて、クラウドサービス固有のリスクや特性等を考慮のうえ、想

定される手法例を記載しております。委託先の選定から始まって、委託状況の確認ということで、先ほどの通番10番と同じような構成にして、それぞれクラウドの特性を考慮した内容にしております。

続きまして、40ページの通番12は、セキュリティ対策の見直しや改善に関する内容となっています。

41ページの通番13は、関連規定のところをご覧いただくと、全銀協様のオープンAPI検討会報告書における利用者保護原則に関連したものになっております。利用者保護に関する内容も試行版から載せておりましたので、今回も引き続き掲載しております。

42ページの通番14は、利用者の被害拡大の防止で、利用者保護原則に関連したのとなっています。

45ページの通番17は、コンピュータ設備面での確認項目となっております。

47ページの通番18は、区分がオフィス設備管理ということで、先ほどの通番17番がコンピュータセンタ等を意識した内容で、通番18はオフィスに関しましても重要情報が漏洩しないように対策が必要という内容になっております。

52ページまで進みまして通番21は、情報資産への内部からの不正アクセスを抑止するという内容ですが、53ページ中段あたりの手法例で、＜顧客情報の改竄防止＞に関して1から4までありますが、こちらは、先ほど申しあげました完全性に関する手法例として追加したものです。

次に、60ページまで進みまして通番26は、外部からの不正アクセス対策という内容ですが、ページの中段あたりに手法例として、＜サイバー脅威関連情報の収集＞とあり、「日頃からメーカー、セキュリティベンダー、外部団体等よりサイバー脅威情報を収集し、適切な分析を行っている」として、金融ISAC、JPCERT、警察庁等といった外部の団体からいろいろと情報収集することも重要で、チェックリストをご利用になる方々にとってみると、こういったところまで気を配る必要があるということで、手法例として追加しております。

続きまして、62ページの通番27は、脆弱性対策でございますが、手法例に＜脆弱性テスト・侵入テストの実施＞というものがございます。従来、脆弱性テストと侵入テストはひとくくりとして記載しておりましたが、それぞれを区別して示した方が利用しやすいと考え、(注6)に脆弱性テスト、(注7)に侵入テストの例を記載しております。

それから、75ページの通番35は、不正アクセス発生時の追跡調査を可能とするという

内容でございます。こちらに関しましては、デジタル・フォレンジック研究会様からガイドライン等を公表していらっしゃいますので、そういったものも参考にさせていただきたいという趣旨で手法例として記載しております。

続いて、82ページの通番40は、多層防御の内容になります。こちらに関しましては、多層防御について理解が分かれてしまうことがないように、(注1)として、多層防御についての一般的な考え方を記載しております。用語解説に多層防御の説明を記載することも考えましたが、該当ページに書くほうがより皆様の目に入りやすいと考え、確認項目の中に記載するようにしております。

85ページの通番42は、API接続先を含めた全体の認証強度の内容です。こちらに関しましては、全銀協様のオープンAPI検討会報告書に記載されている内容を参考に、試行版では手法例が長文であるため読み取れないというご意見もありましたので、2つの手法例に分けて、読み取りやすいようにしております。

以上、確認項目の中で特に議論があったところ、工夫したところを、皆様にご報告させていただきます。

なお、この「解説書」の後ろに、具体的には88ページからになりますが、有識者検討会の委員の皆様の名簿、それからワーキンググループの委員の皆様の名簿を掲載させていただきたいと思っております。

以上、「解説書」についてご説明させていただきました。

あと、「フォーマット」についてご説明させていただきたいと思います。資料2-3「『API接続チェックリスト (フォーマット)』原案」をご覧ください。

試行版では記入欄が2つございまして、現在の状況と今後の予定を記入するようになっておりました。今回は、課題認識という欄を新たに設けまして、記入欄を3つにしたいと考えております。ワーキンググループで議論しました結果、試行版のように「現状の対応状況」だけでは、「今後の対応予定」が何にもとづいて計画されたのかということが理解できない場合もあるだろうということで、何を課題と考え、課題を解消するためにどのように対応するのか、ということが記入する側もそれを受け取る側も見えるようにするため、課題認識という欄を追加しております。ただ、この「フォーマット」はエクセルシートでご提供して、利用される方が自由に加工していただけるようにと考えております。

以上、ワーキンググループでの検討状況及びチェックリスト原案のポイントについてご説明させていただきました。

○岩原座長 大澤企画部次長、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明のございましたAPI接続チェックリスト原案について、ご質問、ご意見をいただけますでしょうか。いかがでしょうか。瀧委員どうぞ。

○瀧委員 瀧でございます。

ワーキンググループの委員の方を含めまして皆様、いろいろとご努力をいただいたことを厚く感謝申し上げます。

ちょうど電子決済等代行業者協会のオフィスを構えたこともあり、このチェックリストをしっかりと個別の契約のときにも使っていけるエコシステムを構築していくことが一番重要なことかと思っております。このチェックリストに記載することで、ある意味金融機関様にとってもベンチャー側にとっても二度手間、三度手間ということがどんどん減っていくようなあり方というのが望ましいと考えております。もちろん個別に契約の中であったり、行内のプロシージャーであったりといった中で個別の課題が出てくることはあると思っておりますが、これをしっかりと詰めて、また進化させていくことが電子決済等代行業者の自主規制の中でも大変重要なことと考えておりますので、引き続き、思いを込めたご利用をお願いできればと思っております。以上でございます。

○岩原座長 ほかに何かございますか。何かご質問、ご意見はございませんか。梅谷委員。

○梅谷委員 アマゾンの梅谷です。

企画部及び事務局様でいろいろとご苦労されたかと思えます。私からも、通番11等、主にクラウドに関連するところで意見を出させていただいたのですが、1点、共通認識を持っておくの良いかなと思うことを述べさせていただきます。

これまでにクラウドサービスの利用の在り方ですとか、そのセキュリティの考え方を定義することは相当大変だった実感があります。2014年にクラウドサービスの有識者検討会が始まって、FinTechの有識者検討会を通じて、2018年の安全対策基準のクラウドの関連個所を作成するまでに年数がかかっております。そうして、長い時間を費やして検討した基本的な考え方が、今回のAPIのセキュリティの中でもぶれることのない書きぶりに

したほうが誤解を生じることがなくなるため良いと思っています。そのため、いろいろと意見を述べさせていただきます。例えば、資料2-2「『API接続チェックリスト解説書』原案」の各確認項目に関連規定ということでFISCの安全対策基準の番号を振っていただきましたし、解説書の4ページ、⑧関連規定でも説明をいろいろと書いていただいています。こうした内容を有効活用していただくために、例えば、疑問があれば安全対策基準を参照して理解するようにしてくださいといった一文を入れていただくと、良いと思っています。

○岩原座長 事務局から何かございませんか。

○大澤企画部次長 ご指摘、ありがとうございます。

私の説明の冒頭でも少し申し上げたかもしれませんが、このチェックリストはまだ、いろいろな点で見直す点があると思っていますので、この後、ご説明させていただく維持管理で適宜、適切に修正等を多方面からさせていただきたいと思います。その点の1つとして承りたいと思います。

○岩原座長 それではほかに何か、ご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。特にならぬようでしたら先に進ませていただきたいと思います。

それでは、本検討会終了後、チェックリストの最終版として確定させ、公表に向けた作業を進めさせていただきます。皆様には議論を尽くしていただきましたので、チェックリスト最終版につきましては座長一任とさせていただきたいと存じます。ご了解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして2つ目の議事はAPI接続先チェックリストの維持管理方法（案）でございます。大澤企画部次長、お願いいたします。

## 2. 【議事2】「API接続先チェックリスト」の維持管理方法（案）

○大澤企画部次長 資料3「『API接続チェックリスト』の維持管理方法（案）」をご覧くださいませでしょうか。FISC事務局で検討してまいりました内容を報告させていただきます。

これまでの本有識者検討会及びワーキンググループにおける議論等を踏まえまして、チェックリストの維持管理方法を検討し、資料3の中段に記載しております。

FISCは、API接続チェックリストが常に有益なものであるよう、API接続チェックリスト連絡会を設置し、以下に記載の事項を踏まえて、年1回チェックリストの見直しについて検討してまいりたいと思います。また、チェックリストを大幅に見直す等、重要な判断が必要な場合は、別途、有識者検討会等を開催し審議していただくことを考えております。

見直す際にどういったところを考えるかという点、まずはチェックリストのユーザー様、金融機関やAPI接続先の皆様、そういった方々の使用状況及びご要望が一番かと思っています。続いて、インシデントが発生しているかどうか、また、オープンAPIに関する標準化の動向としてどこまで進んでいるか、そして、先ほど申し上げた認定電子決済等代行業者協会様の自主基準、そういったものをいろいろと考慮しながら、このチェックリストをよりよくするため、今後も検討してまいりたいと思っております。

なお、インシデント等の緊急を要するものが発生した場合は、今、申し上げましたものとは別に注意喚起等を行う必要がございますので、FISC事務局がウェブサイト等を通じて行うことも考えていることをあわせてご報告いたします。

維持管理方法は以上のように考えております。

○岩原座長 ただいまの説明につきまして何かご質問、ご意見等はございますか。特にございませんか。

もしないようであれば、本件については以上でよろしゅうございますか。特にご意見等がないようであれば、大澤企画部次長、ありがとうございます。

それでは検討会の閉会に当たりまして、FISCの細溝理事長よりご挨拶をいただきたいと思っております。細溝理事長、よろしく願いいたします。

○細溝理事長 FISC理事長の細溝でございます。

本有識者検討会、6月7日に第1回を開催し、8月2日に第2回、そして今日で第3回ということでございました。昨年6月に公表しました試行版を使用したユーザーからのご要望もございましたし、その後の技術の進展の動向や全銀協での契約の検討会の結果等々を反映して確定版をつくるという作業でございました。非常に短い期間に精力的にご議論

をいただいたことを感謝いたします。岩原座長、瀧崎座長代理、それから委員、オブザーバーの方々、そしてワーキンググループのメンバーの方々に深く御礼を申し上げます。

今年の6月に銀行法の改正が施行されまして、API接続が実際に行われている段階にございます。改正銀行法で念頭にありました2つの事柄、すなわち安全性の確保とオープンイノベーションの享受、この2つを両立させるということで、金融機関とAPI接続先とのコミュニケーションツールとしてこのチェックリストが活用されることを私どもも期待しております。

先ほど事務局がご説明申し上げましたとおり、技術も日進月歩ですし、サービス、ビジネスモデル自体も今後新たなもの、ないしは今は小さいけれども今後大きくなるようなものが出てくる可能性があります。したがって、年に1回は内容を事務的に見直してよりよいものにしていきたいと思いますし、場合によっては大幅な変更が必要だということになりますと、またこうした有識者検討会を開催することもあろうかと思っております。そうした場合にはぜひご協力をお願いしたいと思っております。

この非常に短い期間にこういうものをまとめていただきまして、これが業界全体、金融界だけではなく金融関連サービス業界も含めて、業界全体の発展につながることを私どもは祈念しております。本当に皆様、ありがとうございました。

○岩原座長 細溝理事長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。

最後に今後の予定につきまして、志村企画部長よりお願いいたします。

### 3. 事務連絡

○志村企画部長 それでは最初に見ていただきました議事次第をご覧くださいませうでしょうか。今後の予定につきましてご説明させていただきたいと思っております。

まず1点目、①の本検討会の資料と議事録の公表につきましては、議事録に先立って会議資料を明日9月28日金曜日にFISCのウェブサイト上で一般に公表させていただきたいと思っております。議事録は、事務局で作成次第、ご発言のございました委員の方々に事前にご確認いただきますのでよろしくをお願いいたします。議事録は、10月末頃をめどに、準備が整い次第、FISCのウェブサイト上で公表させていただく予定でございます。

続いて2点目のAPI接続チェックリストの公表でございますが、本検討会終了後、チェックリストの最終版として確定させていただきまして、事務局で公表に向けた準備作業を行い、10月12日金曜日にFISCウェブサイト上で公表させていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に3点目でございますが、API接続チェックリストに関する説明会を開催する予定でございます。年内に全国主要都市数カ所で、説明会をFISCで開催させていただく予定でございます。開催日程等の詳細につきましては、別途FISCのウェブサイト上でご案内させていただきますので、ご覧いただければと思っております。私からは以上です。

#### 4. 閉会

○岩原座長 志村部長、どうもありがとうございました。全体を通して何かご質問等がございますか。よろしゅうございますか。

特にないようでございますので、これにて、第3回金融機関におけるオープンAPIに関する有識者検討会を終了させていただきます。これまで熱心かつ活発にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

以上